

令和8年度「県産農林水産物ブランディング推進業務（日本なし）」

委託仕様書（公募用）

本仕様書は千葉県が委託する「令和8年度「県産農林水産物ブランディング推進業務（日本なし）」」の企画提案募集に当たり、業務の概要として業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。なお、最終的な業務委託仕様書については事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和8年度「県産農林水産物ブランディング推進業務（日本なし）」

2 目的

県では、「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションを行い、「消費者に選ばれるおいしい千葉の農産物」としてイメージアップを図ることとしている。

本業務は、その核となる品目のひとつである「日本なし」について、①本県が“日本一”（栽培面積、生産量、産出額※）であることを訴求し、②「秋満月」等の県産日本なしの付加価値を高め、認知度を向上させ、消費拡大に繋げることを目的としたプロモーションを展開する。

※ 令和6年の生産量、栽培面積、産出額（農林水産統計より）

3 契約期間

契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで

4 業務実施方針

- ・ 多彩な県産農林水産物全体のけん引役として、認知度を向上させ、消費拡大に繋がるよう、東京を中心とした首都圏の消費者をターゲットに「日本一の千葉の梨」を広く訴求すること。

- ・ 千葉の梨が日本一であることに加え、江戸時代から続く歴史があることや、生産者による卓越した技術で栽培され、新鮮な状態でいち早く提供される、といった本県ならではの特徴を活用するよう努めること。
- ・ 県産日本なしの高付加価値化については、県育成品種「秋満月」を中心に実施すること。
- ・ 県が管理する「特設サイト」を活用するため、必要に応じてバナー等の作製を行うこと。（URL：<https://chibajisan.jp/>）
- ・ 千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を効果的に使用すること。なお、使用に当たっては、県の関連規定に従うこと。（URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/designsiyou.html>）
- ・ 令和7年8月27日報道発表にて募集した「千葉の梨ブランドデザイン」（以下、ブランドデザインという。）を必ず活用し、業務全体を通じて統一感のあるプロモーションを実施すること。詳細は令和8年3月19日に提示する。

5 委託業務の内容

前項の業務実施方針に従い、下記（1）及び（2）の業務を行うこと。

（1）「日本一の千葉の梨」の認知度向上に向けたプロモーション

ア ブランドデザインを使用した贈答用小箱及び販促資材の作製

（ア）提案事項

- ・ 「梨といえば千葉県」というイメージを訴求するため、県内日本なし生産者の他、JAや直売所、量販店、市場卸等に向けて、デザインの世界観に沿った販促資材を作製・配付すること。
- ・ 県が提案を求める資材は、下記4種類とする。なお、県が提案を求めるデザイン、資材の印刷数等については、県と協議の上、最終的に決定すること。
- ・ 提案を求める下記①～④の各資材のデザインについては、電子データ（PDF、AI）に加え、JPEG等の画像ファイルも納品すること。
 - ① 1kg 詰め手提げ付き化粧箱
 - ② リーフレット
 - ③ のぼり
 - ④ ミニのぼり

- ・ 下記⑤～⑧の各資材は、既存データによる増刷のみとすること。

- ⑤ 3kgA式段ボール箱
- ⑥ ポスター
- ⑦ シール（ロゴマーク）
- ⑧ 紙袋

※ 詳細は別紙1～3のとおり。

(イ) 提案上の補足・留意事項

- ・ デザインは「千葉の梨」を表す要素が全て盛り込まれているものであり、この中から必要に応じて要素の取捨選択を行えるものとする。ただし、字体やイラストの色構成、縦横比の変更は不可とし、世界観を崩さないこととする。
- ・ デザインの使用に当たっては、3月19日に提示するデザインの使用に係る注意事項に従うこと。

イ 県産日本なし初競りを通じたPR

県産日本なしの季節が到来したことを県内外の消費者に知らせるため、7月下旬に東京都中央卸売市場に入荷する梨の競りを、メディアを通じて一般消費者に対してPRする。

(ア) 提案事項

- ・ 競り等を通じて県産日本なしの季節が到来したことを一般消費者に知らせる企画（メディアプロモートやインフルエンサー等による周知等）を提案し、実施すること。
- ・ 企画提案時には、露出が想定されるメディア等の媒体数・周知人数等を示すこと。また、その算出根拠を分かりやすく示すこと。
- ・ 企画提案時には、競り会場の装飾費用及び競り落とした梨の販売店等と連携した店頭PRの実施費用として60万円（税抜き）を見込むこと。

(イ) 提案上の補足・留意事項

- ・ 「インフルエンサー等」を提案する場合は、県関係者として入場が許可されるものと仮定し、取材のインタビュアー等の役目を負う前提で提案すること。また、SNS等への掲載には、掲載内容（動画、静止画、文章）について卸売会社の確認が必須であるため、掲載内容、時期を事前に協議の上で、卸売会社とのスケジュールを調整する必要があることに留意すること。

- ・ 「競り」は卸売会社の運営により進められ、これを妨害することがあってはならない。司会、進行等の他、販売行為は卸売会社はその役目を担うため、インフルエンサー等をこれに当てることはできない点を踏まえた提案とすること。
- ・ 装飾は、県及び卸売会社、販売店等と綿密な協議を行い、装飾可能な箇所、使用可能な資材、作業日時、撤収方法等について事前に調整すること。
- ・ 企画提案時においては、東京都中央卸売市場各市場または卸売会社へ直接質問等をしないこととし、確認が必要な事項がある場合は、必ず県に問い合わせること。
- ・ 各市場競売場内は、一般消費者等市場関係者以外の立ち入りは禁止である点に十分留意すること。
- ・ 実施に当たり、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」の着ぐるみが必要な場合は、着脱場を確保の上、これを可能とする。
- ・ 実施に当たっては、当日の設営・撤去等本業務の実施に必要な一切の業務を行うこととするが、県と共に卸売会社や農業協同組合等の農業関係者、仲卸会社、販売店等と綿密な連携・協議を図ること。
- ・ 卸売会社、東京都に対して取材の申し込みが発生する可能性があるため、その際は必要情報を速やかに提出すること。
- ・ 実施時期は7月下旬（令和7年度は7月24日）が想定されることから、6月中に関連する全ての調整を終えるよう留意すること。

（2）「秋満月」を活用した県産日本なしの高付加価値化に向けた取組

ア お月見の時期と「秋満月」を組み合わせたプロモーション

消費者に対して、「秋満月」の魅力を伝え、「お月見の時期には秋満月」というイメージを定着させることで、お月見の時期における県産日本なしの認知度を向上させ、消費の拡大につなげる。

（ア）提案事項

- ・ 「お月見の時期には秋満月」というイメージを定着させるため、買える、食べる、体験するなどのPRイベントを実施すること。
- ・ 会場は、東京タワー等都内の著名な施設とし、イベントの企画概要（ディスプレイ・装飾等イベント全体のイメージ図、ブースレイアウト等を添えること）、場所、日程・日数を提案し、実施すること。

- ・ ポスター等既存の「秋満月」の販促資材（別紙4参照）と統一感のある装飾・プロモーションとすること。
- ・ 会場周辺での広告やウェブ広告等の誘客方法を提案し、実施すること。
- ・ イベント参加者がイベントそのものや「秋満月」の魅力を拡散させる方法及び想定される波及効果を提案し、実施すること。
- ・ 「秋満月」のPRに資するノベルティグッズを作成し、イベント参加者もしくは商品購入者等に配付すること。
- ・ 企画提案時に、ノベルティグッズの種類、デザイン案等について1案以上提案すること。
- ・ ノベルティグッズの作成数は、2,000個程度とすること。

(イ) 提案上の補足・留意事項

- ・ 日程及び日数は9月中旬から10月中旬までの中で1回以上実施するものとし、「秋満月」の生育状況に応じて県と協議の上決定すること。
- ・ 「秋満月」の仕入れ価格は、おおむね1,000円～1,200円/kgを目安に試算すること。
- ・ 併せて、以下「イ」の周知をイベント内で実施すること。
- ・ 令和6年度に作製した高さ約2メートル、台座幅約2.5メートル四方の梨オブジェの使用を可能とする。ただし、使用する場合は、台座にブランドデザインを適用するための修繕費及び搬出入、保管に必要な輸送費等を委託料に含むこと。
- ・ 荒天時においても実施することを前提に企画提案すること。
- ・ 会場の確保、当日の設営・撤去、人員手配、必要な各種什器の手配等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと。
- ・ ノベルティグッズの作製に当たっては、デザイン、作製数量等は、県と協議の上で最終的に決定すること。
- ・ ノベルティグッズの作製に当たっては、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」ロゴマークの使用を可能とする。

イ 高付加価値化を目的とした販路開拓

高価格帯で展開する更なる販路の拡大を目指し、ブランド力のある都内の百貨店や果実専門店、和洋菓子店等において、「秋満月」（生果・スイーツ等）が一定期間、複数店舗で取り扱われることで、認知度を向上させ、消費の拡大につなげる。

（ア）提案事項

- ・ 高付加価値化及びブランド力のある店舗の販路拡大に資する企画及び販路拡大先候補を2事業者以上提案し、「秋満月」（生果・スイーツ等）を販売するフェアを実施すること。
- ・ 店舗での提供期間は2週間程度とし、最終的な実施日時及び提供期間は、「秋満月」の生育状況を踏まえて県と協議の上で決定すること。
- ・ 店舗への誘客方法を提案し、実施すること。

（イ）提案上の補足・留意事項

- ・ 店舗での誘客の実施に当たっては、県、販路拡大先候補事業者と協議の上、最終的に決定すること。

ウ 「秋満月」販促資材の作成

- ・ 令和7年度作製資材（リーフレット、ポスター、ミニのぼり）を増刷し、上記ア、イも含め効果的に活用すること（資材詳細は別紙4のとおり）

（3）効果測定

本業務の実施結果について、効果測定、分析、振り返りを行い、併せて、「千葉の梨」のプロモーションを効果的に推進するための専門的知見からの助言等があれば行うこと。なお、効果測定等の手法については、県と協議の上で決定すること。

（4）その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めること。

6 報告書の作成

事業完了時に、下記（1）～（4）及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

なお、下記（1）の記録写真等については、県が求めた場合、速やかに提出すること。

（1）記録写真等

- 5（1）（2）により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

(2) 掲載記事の収集

本業務を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

(3) 効果測定結果

本業務の効果測定（5（3）により実施した内容）の結果を報告すること。

(4) 制作物

制作物については、印刷用電子データ（A I 等）で県に納品すること。

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- ・ 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・ 本業務の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

8 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者、戦略やプロモーションの専門的知識を有する者を配置すること。なお、責任者及び担当者等は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

9 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負う。

10 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

11 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

12 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(5) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県と受託者において協議の上決定する。

(6) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。